

第10号議案

品川区の組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区の組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(品川区特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第1条 品川区特別職報酬等審議会条例(昭和39年品川区条例第34号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部総務課」を「区長室総務課」に改める。

(品川区財産価格審議会条例の一部改正)

第2条 品川区財産価格審議会条例(昭和46年品川区条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「総務部」を「企画経営部」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(説明) 品川区組織条例の改正に伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。